

福井市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、福井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が地域クラブ活動を認定するために必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 福井市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 市のホームページ「中学生が参加できる地域クラブ」に掲載されている団体が実施する地域クラブ活動であること。
- (2) 市内に居住、在勤又は在学する18歳以上の指導者が、活動時に1人以上いること。
- (3) 活動に参加する中学生の過半数が福井市学校設置条例(昭和42年条例第27号)第3条に規定する中学校に在籍する生徒であること。
- (4) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (5) 選抜等を行わず、参加を希望する中学生を広く受け入れること。
- (6) 1週間当たり2日以上休養日を設定していること。
- (7) 平日は1日当たり2時間程度、休日は1日当たり3時間程度の活動時間とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。なお、生徒が学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合においては、参加する活動全体の時間を通算すること。
- (8) 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること。
- (9) 市又は福井県が主催する指導者研修を受講した指導者が活動に携わること。
- (10) 生徒の健康状態の把握に努め、気温等の環境を考慮した適切な活動を実施すること。
- (11) 事故等が発生した場合の連絡体制及び責任関係等を明確化していること。
- (12) 参加者及び指導者等が、活動における事故を補償する保険に加入していること。
- (13) 団体についての規約等を作成及び公表し、関係法令を遵守し適切な運営が行われていること。
- (14) 営利を主たる目的とせずに運営すること。
- (15) 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。

(認定申請)

第3条 福井市認定地域クラブ活動の認定を受けた活動をしようとする者は、福井市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 福井市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)

- (2) 団体の規約、会則等
- (3) 役員・指導者名簿
- (4) 参加者名簿

2 教育委員会は、前項の規定により申請した者に対し、当該申請の内容を審査するため必要と認めるヒアリング、現地確認等への協力、書類の提出等を求めることができる。

(認定)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 前項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は「福井市認定地域クラブ活動」と呼称するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による認定をしたときは、福井市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 教育委員会は、第1項の規定による認定をしないこととしたときは、福井市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 第4条第1項の規定による認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の末日までとする。

(変更の届出)

第6条 第4条第1項の規定による認定を受けた活動をする者（以下「認定活動実施団体」という。）は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに福井市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第5号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第7条 認定活動実施団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに福井市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第8条 認定活動実施団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに福井市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第7号）により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、福井市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
 - (3) 認定活動実施団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。
 - (4) その他、認定地域クラブ活動として継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、福井市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、認定活動実施団体に通知するものとする。

（福井市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

- 第10条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、福井市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。
- 2 認定活動実施団体は、教育委員会から活動の状況等に関する書類の提出、ヒアリング、現地確認等を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

（委任）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年7月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和9年3月31日までの間は、教育委員会は、第2条各号に掲げる認定要件のうち、同条第3号又は第9号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとする。この場合においては、当該地域クラブ活動の実施団体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。